

旭ヶ丘居宅介護支援センター運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人寿幸会が開設する旭ヶ丘居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う、指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員は利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態等になった場合でも、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう指定居宅介護支援を行う。

2 事業所の介護支援専門員は、利用者の選択に基づき、適正な保健・医療サービス福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービスが特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 旭ヶ丘居宅介護支援センター
- （2）所在地 神奈川県相模原市緑区根小屋2363番地2

（職員の職種及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名 （常勤兼務）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- （2）介護支援専門員 5名 （常勤兼務1名、常勤専従4名）
介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供に当たる。
（員数は令和7年9月1日現在）

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日までとする。
（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは除く。）
- （2）営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。
- （3）電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は相模原市緑区津久井地域（但し、青根を除く。）とする。

(指定居宅介護支援等の提供方法、内容、利用料等)

第7条 指定居宅介護支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。その内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 利用者が居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等が受けられるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行う。
- (3) 利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合は、介護保険施設等の情報提供を行う。
- (4) 居宅訪問頻度は最低月1回とする。
- (5) 課題分析にあたっては、課題分析標準項目に準拠した形式を使用する。
- (6) 介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開催、あるいはサービス担当者に対する照会等により専門的な意見を求める。サービス担当者会議を開催する際は、利用者又は家族の参加も可能な限り得るものとする。
- (7) 指定居宅介護を提供した場合の利用料は、（当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである場合を除き）厚生労働大臣の定める基準によるものとする。
- (8) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は実施地域を越えた地点から1キロメートルあたり30円とする。
- (9) 前第7号及び第8号の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けること。

(身体拘束の廃止)

第8条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動の制限をする行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(苦情処理)

第9条 事業所が自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対して利用者及びその家族から苦情があった際には迅速かつ適切に対応し記録することとする。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族や市町村等に連絡を行い必要な措置を講ずることとする。

2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

3 事業所は、損害賠償保険会社に加入し、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待防止に向けた体制等）

第11条 管理者は、虐待防止の発生防止に向け、本条各項に定める事項を実施するものとする。

1 事業所では、虐待防止委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

2 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。

3 職員は、年2回以上、虐待発生防止に向けた研修を受講する。

4 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会において協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村関係者に報告を行い、再発防止に努める。

（緊急時等における対応方法）

第12条 介護支援専門員は、居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告する。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第13条 事業所は、事業所内における感染症の発生及びまん延を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね年6回開催する。

（2）感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（衛生管理）

第14条 事業所は、職員の清潔の保持及び健康状態について必要な措置を講ずる。

（事業継続計画（BCP）の策定等）

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための事業継続計画（BCP）を策定し、当該事業計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、職員に対し事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業者は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(守秘義務)

第16条 当事業所は業務上知り得た契約者、利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、正当な理由がある場合を除き契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘密を保持するものとする。

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を在職中も退職後も保持しなければならない。

3 職員は、「個人情報保護法」及び当法人の定める「個人情報保護に関する基本方針」及び「個人情報管理規程」を遵守するものとする。

(記録の保存)

第17条 事業所は、指定居宅介護支援に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 居宅サービス計画
- (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (3) サービス担当者会議の記録
- (4) モニタリングの結果の記録
- (5) 利用者からの苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (7) その他提供した具体的なサービス内容等の記録

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、管理者及び介護支援専門員等の資質向上のために、研修の機会を提供するものとする。

2 事業所の介護支援専門員は、夜間時又は休日等の勤務時間外においても、利用者又はその家族あるいは関係機関から相談、問合せ等があった際には、電話等により適切に対応するものとする。

3 事業所の介護支援専門員は、担当する介護支援専門員が不在時に相談、対応があった時に、利用者のサービス提供に不都合が起こらないよう配慮して対応する。

4 この規程に定める事項の外に、運営に関する重要事項は、社会福祉法人寿幸会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成11年11月 1日から施行する。

付 則

この規程は、平成14年 7月 1日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年 6月 1日から施行する。

付 則

この規程は、平成17年 6月 1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年2月21日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年3月23日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和1年11月17日から施行し、令和1年10月1日から適用する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。